





それぐ指數という欄を御覽になろ  
と、汽船運賃の若浜運賃が二百十三倍  
汽帆船の若浜が四百五十倍、それから  
飛びましてトラックは百五〇倍、それ  
からバスが八十三倍、或いは都内電車  
が百十四倍、当運送費が九十五倍、は  
がきが百三十三倍、一錢五厘のものが  
二円になつて百三十三倍、そうした指  
数を御参考までにここに書いてあるの  
であります。

○委員長(板谷順助君) それでは運賃  
法案に対する質疑はこの程度にいたしましておきました。明日公聴会を開いた結果、更にこれを継続することといたしました。

記されておりまする通運事業法案、その外二件を議題に供して質疑に入ります。

よりも非常に少いのだという指摘ですね。そういうふうに考えていいのですか。

連しましては、第十七表なり或いは第十八表のこの消費指數と関連させて頂くと、御便宜であると思います。大体御参考までに、いろいろな指數がこの表以下第十八表までに集めてあるわけであります。

○鈴木清一君 第十五表の中の諸掛が  
改正後も現行も七十四になつております  
すね。この諸掛の内容はどういうもの

○政府委員(足羽則之君)  
明いたさせます。  
なんですか。  
説明員に詫

○説明員(岩間明藏君) 詳しい資料を持つて参りませんでしたけれども、これは海運局の厚生課と連絡を取りまして、台帳(地図)によつて、(第八回)

て、死んで地獄に落ちてしまふ事も、が違いますので、各荷役賃につきまして、そこで大体想像される費用の中間的なものを採つたものでございまして、結局港湾荷役賃、船内荷役賃、船賃、そういうふうなものが入つております。

○委員長(板谷順助君) それでは運賃手数料、これだけでございます。  
○委員長(板谷順助君) それでは運賃法案に対する質疑はこの程度にいたし  
ておきまして、明日公聴会を開いた結果、更にこれを継続することといたします。  
○委員長(板谷順助君) 本委員会に付託されておりまする通運事業法案、その外二件を議題に供して質疑に入ります。  
○村上義一君 この通運業法によつて免許を得て通運業者になるのですが、第二条の第一項の第一号の事業を行ふ者は、商法による運送取扱業者であると思うのであります。即ち自己の名を以てする物品運送の取扱ぎをなすといふ者は、商法の規定によつて、この第二条の第一項の第一号の業務を行ふ者は、商法から見れば物品取扱、運送取扱業者であります。従つて又商法の規定によつて、こういう通運業者は荷主の要求によつて、貨物引換証を発行する義務があると思うのであります。併し本法には、貨物引換証については何ら触れてないのであります。今廃止せんとする日本通運会社法では、その事業目的を決定しております。条文の点について通運業法では、何ら触れが必要がないという御見解であります。ようか、一応頑いといふ。  
○政府委員(中村憲君) 只今お尋ねの問題はいろいろ考えましたが、貨物引換証の整理、保証は、相当最近のような実情では高いものになります。それ  
だけでございます。鉄道の方でござりますと、貨車の積下し料、それから取扱手数料、これだけでございます。  
○委員長(板谷順助君) それでは運賃法案に対する質疑はこの程度にいたしましておきまして、明日公聴会を開いた結果、更にこれを継続することといたします。  
○村上義一君 本委員会に付託されておりまする通運事業法案、その外二件を議題に供して質疑に入ります。  
○村上義一君 通運計算事業とこの問題は別であります。又同時に附加して業務ができるでもない。政府委員の御説明の如く、この貨物引換証の整理と保証ということを行ふについては、非常に経費が高くなるというお話をあります。これは御尤も至極であります。ただ私の憂うることは貨物引換証といふものは、要するに日本の商取り、商慣習におきましては、代金の、運送部分が利用されるおると思うのであります。或る程度の信用を確立した社会においては、この方法で代金の取立をすることは、荷主にとっては最も經濟的で利便なことである。この場合におきましては、荷物引換証を荷物発送地の銀行が受けなければ意味をなさないということになります。自然保証といふことが絶対の条件のように考えるのであります。勿論非常に信用の厚い会社が荷物引換証を発行する場合、今まで荷物引換証が一口で数百万円、あるいは数千万円に上るものがあるうと思うのであります。こういうものを運送業者に荷主が要求して、運送業者が発行した。そらして通運業者の発行する引換証を、荷主が銀行で現金に換え、現金を受取るということができなければ、利便であるとは言えないのであります。同時に過去における貨物引換証の運用が、殆ど全部と言つてもいいくらい、品代金の回収方法に使われていた

点については将来方法を、措置を講ずる必要があるようになります。本法案がこれに何ら触れないであります。そういうことは、この間の社会の要請に対して、欠くるところがあるのではないかというふうに思うのであります。将来について何らかお考えがないか一つ伺つて置きたいと思います。

○政府委員(中村豊君) 貨物引換証が取引の重要な手段になりました、これによつて非常な利便を受けておると、ることは御尤もで、お詫の通りござりますが、これについての規定を特に今度の法律に入れなかつたのは、現在の小運送業法でもそれについては触れていはずに、一般の商法の規定にすべて委ねておるのでありますと、大体その考え方を踏襲して、この改正法でも、この新らしい法律でも入れなかつたのであります。ただそれが悪用されて、非常に専門に迷惑をかけるという弊害は過去に非常にございまして、その点はやはり非常に心配しなければいけない問題であると思いますが、それにつきましては、今度の法律でも免許制度を維持いたしまして、免許の際に要する信用を十分にして、前のように引換証の仮渡しとすることによつて、荷主の不測の損害をかけるということはできるだけ防止するという配慮をいたしておりますので、特に引換証についての規定を置かなかつたわけをございます。

それから今後の改正についての意見はないかとお詫でござりまするが、その点につきましては御尤もな御趣旨だと思いますので、よく研究いたしたいと思います。

○村上義一君、尙、この通運業者たるんとする者が申請によつて、運輸大臣がそれ／＼の手続を取つて免許する。その際に資力、信用について十分研究をされると、うことは、今御説明の通りで、至極御尤もあります。が、この法規においてもその点は明記されていますが、併し制度において非常に欠くると思うのであります。貨物引換証一通について数百万、或いは數千万円の引換証を発行することは、珍しくないと思うのであります。そういう引換証が滞りなく所期の目的を達するよう運當せられるというところまで、資力、信用を審査せられることは、これは至難だと思うのであります。で、今日までは日本通運株式会社によって設立せられた日本通運株式会社が、法律の命ずるところによつて、大なる信用を持つて、この貨物引換証の整理及び保証業務を行なつて来てる。これが消えることに相成ります。この点が欠くるのじやないかというふうに思ひます。今これを作ろうとしても、所詮お説のごとく、政府委員の御説明のことく、殆ど不可能に近い困難性があると思うのです。将来に何らかこれは方法を講ずる必要があることはお認めになつておる通りであります。が、今直ちに救済策を講ずることとは不可能に近いと思うのであります。が、将来になるべく速やかなる、将来適当な方法を講ずるように希望して置く次第であります。

おける船荷証券のごとくですね。陸上のその貨物についても、例えば荷為替を作る者に対して、金融の途を図ると、いふ上において、何かそこに信用問題を伴うと言つて見たところが、荷主側から行けば金融の道を圖らなきやならんといふような関係において、どうも将来の問題でない。現実の問題だと思うがどうでしよう。

○政府委員(中村豊君) 貨物引換証を

発行して荷為替にして、金融の道を講ずることができるわけでござりますが、それの何らか信用なり保証するものがなければ、なかなか金融機関でも簡単に融資の道を、荷為替を発行してくれないのじやないかということであらうと思います。その点は何らか保証制度を置くようなことを考へて見たのでありますけれども、非常に貨車一車が何百万円となるようなものを保証するということは、これはなかなか法規的にやつて見ても困難であろうと思つて、法規上は作らなかつたのであります。まあ現在日本通運が保証をやつておりますのは、これは日本通運の方で恐らくこの制度は残して貰えるだろうと思ひますから、その方面の力によつて、その制度はその意味では維持されて行くと思ひますが、新らしい事業者が出て、それを取上げるということは、これはどうしても困難であろうと思ひます。

○小泉秀吉君 この第二条の第二項によりますと、「通運事業」とは、常利を目的とするなどと問わざ、「云々」というようなことがあるんですねけれども、例えは農業協同組合だと、農業協同組合の連合会というようなもの、この法律に合うような目的並びに

方法を以て、この通運事業をやりたいようななことを申出て来る場合に申請であれば、やはりそれはこの法律によって許され得るのであります。申請でありますから、一般的免許の対象には、この法律の条文に適合しておつたような御意見であるか、政府の御意向を明確に伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) 農業協同組合のような組合がこの事業をするには、第四条によつて免許が必要りますが、その場合には、第六条によつて、ここに四つばかり基準を与えているわけです。

○政府委員(中村豊君) 農業協同組合のような組合がこの事業をするには、第四条によつて免許が必要りますが、その場合には、第六条によつて、ここに四つばかり基準を与えているわけです。

○小泉秀吉君 もう一つ、これは政府委員に伺うのか、大臣に伺うのか、政府の御方針として伺つて見たいんですけれども、この法律ができますと、今まで法律上免許でやつておつてしまつて、結局陸運事業といふものは、絶対に免許、許可といふものをこの法律でやるといふことになる。一方海運の方の港湾事業その他のものは、今のところ自由になつてゐるようですが、海陸の一貫作業といふようなことが、海陸の運送事業者等に対しましても起つて参りまして、すべての港湾運送業者に小運送の免許を与えるといふことになります。そのため、小運送業の免許も一般免許を考慮して参りたいと思つておきます。第三には、水揚或いは積み作業を行なう港湾運送業者でありまことに、一般的免許を与える。第二には特定の港湾、例えば六大港又はこれに準ずるような特定の港湾につきましては、港湾運送の特殊性を考えまして、例外といつたしまして、一又は二駅につきましても一般免許を考慮して参りたいと思つておきます。第三には、水揚或いは積み作業を行なう港湾運送業者でありまして、一般的免許を考慮して参りたいと思つておきます。第三には、水揚或いは積み作業を行なう港湾運送業者でありまして、一般的免許を考慮して参りたいと思つておきます。第三には、水揚或いは積み作業を行なう港湾運送業者でありまして、一般的免許を考慮して参りたいと思つておきます。

○小泉秀吉君 これが第一に港湾運送業者と、港湾の運送業者は、小運送業とは相互に密接な関係はござりますが、本質的に、又沿革的にも、それべく、自の事業分野を持つておりますので、両方の事業は必ずしも兼営しなければならないというようなことはないと思ひます。ただ事業が関連いたしておきますので、その面から小運送業の経営の面ということを考えます場合におきましては、これと同じ問題が陸上におきましても、貨物自動車運送事業、又軽車輛の運送事業者等に対しましても起つて参りまして、すべての港湾運送業者に小運送の免許を与えるといふことになりますれば、同じようにトラック業者或いは荷牛馬車に対しまして、一貫作業の貨物について相当の作業実績を有しておる者に対しましては、海陸連絡貨物の貨車積込、取下し作業についての限定免許を与えたいために、協同組合を設立するのであります。それで協同組合と申しまして、新らしい協同組合といふ企業そのものを目的にしたために、協同組合を作らうなどのものは、大体その内容によつて一般免許が考えられる、こういうふうに考えております。

○早川慎一君 併しその場合に協同組合といふものの性質から言いますと、飽くまでも今の組合員のために出来てゐるのありますから、それが普通一般の免許を取るということは、他のいろいろな業者といふような点も考えて、その点はやはり限定免許が原則であつて、一般免許をやるということは、性質上をかしいように思ひますが、そういうことは拘泥されないといふのですか、どうですか。

○政府委員(中村豊君) 御説のことく性質上は限定免許が原則であるうと思ひます。それで協同組合と申しまして、新らしい協同組合といふ企業そのものを目的にしたために、協同組合を作らうなどのものは、大体その内容によつて一般免許が考えられる、こういうふうに考えております。

○村上義一君 この法案の第三十三条について中村政府委員から御説明がありま

におきましては、海陸連絡の貨物の中にも水揚又は解積みの作業と、貨車積み又は貨車下し作業に直結するような場合におきましては、この両方の作業は一貫して行われる方が、作業能率の点でござります。従いまして現状におきましては、自由営業になつております。ただ通運事業法が、以前の小運送法のときも同様に、陸上におきましては、免許制になつておりますが、免許の接觸点におきましては、自由営業になつております。そこで今回運輸省といたしましては、これに対しまして調整を図つて参りました。これに對しまして調整を図つて参りました。港湾地帯における港湾の運送業者は、小運送業とは相互に密接な関係はござりますが、本質的に、又沿革的にも、それべく、自の事業分野を持つておりますので、両方の事業は必ずしも兼営しなければならないというようなことはないと思ひます。ただ事業が関連いたしておきますので、その面から小運送業の経営の面ということを考えます場合におきましては、これと同じ問題が陸上におきましても、貨物自動車運送事業、又軽車輛の運送事業者等に対しましても起つて参りまして、すべての港湾運送業者に小運送の免許を与えるといふことになりますれば、同じようにトラック業者或いは荷牛馬車に対しまして、一貫作業の貨物について相当の作業実績を有しておる者に対しましては、海陸連絡貨物の貨車積込、取下し作業についての限定免許を与えたいために、協同組合を設立するのであります。それで協同組合と申しまして、新らしい協同組合といふ企業そのものを目的にしたために、協同組合を作らうなどのものは、大体その内容によつて一般免許が考えられる、こういうふうに考えております。

○早川慎一君 先程協同組合の免許に

ましたが、協同組合は組合員のために利用するとか、運送するとか、そういうものでありますから、一般的免許の対象になります。それで、あるいは限定免許としての免許制或いは届出制にするかどうか、そういうものは排除するというよ

うがどうでしよう。

○政府委員(牛島辰彌君) 港湾運送業

が、その御意見でありますか。その所がちよ

うな御意見でありますか。その所がちよ

き、免許、許可、認可その他の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。」ということが規定せられてあります。第三十六条この法律に規定する運輸大臣の職権の一部を政令で陸運局長に委任することができるという趣旨が定められておるのであります。この陸運局長に対する委任権限は、第三十三条の但書の範囲内のものに限るという予定なのでありますか、その辺の事情を伺いたいと思うのであります。つまり陸運局長が委任された職権を行使する場合に、審議会の諮問手続はどうなるかという問題であります。

○政府委員(中村豊君) これは実は政令を作つて要綱をお配りすべきものでございますが、まだ意見がはつきりとまとまつてないのですから、内容が

はつきりと決つてないのですから、お配りできないのは非常に申訳ないと思います。この点は御説のことく運輸審議会を設け、それに諮問するという建前になつておりますから、その精神から考えまして、但書で軽微な事項を運輸審議会の方で認めることに話が付いたものについて、その中から陸運局長に委任するというのがこの趣旨に合うと思ひますので、さもうにいたしました

いと思ひます。

○政府委員(中村豊君) これは実は政令を作つて要綱をお配りすべきものでございますが、まだ意見がはつきりとまとまつてないのですから、内容が

はつきりと決つてないのですから、お配りできないのは非常に申訳ないと思います。この点は御説のことく運輸審議会を設け、それに諮問するとい

うと、どうも一方に又独占的の弊害が起るというような危険があるので

ですが、これは一体どうお考えになつておりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 通運計算事業を行ひます場合には、新審議会を設け、それに諮問するとい

うと、どうも一方に又独占的の弊害が起るというような危険があるので

ですが、これが除外せられていない

限りでござります。私はとしまして、この法案から取除いたわ

けでござります。私共としましても、事業者団体法の適用除外をすべきであ

ると思つておりますので、今後におきまして、これが実現に努力いたした

い、こういうふうに考えておる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 尚もう一点伺

いたいことは、先程小泉君からも御質問がありましたが、大体通運事業は陸上を主として、いわゆる鉄道、トラッ

クその他に対する業務に従事すべきものであるが、最近において通運業者が海の方に進出する傾向がある。そこで各超党派的の海運議員連盟におきまし

て、通運が海運に進出するということについては絶対に反対である。こういふ決議をしておるわけであります。それについての自解はどうですか。

○政府委員(牛島辰彌君) 通運事業者に対する質疑は大体終了したものとみなししまして、結局現在におきましては日本通運のことだらうと思うのでござります。私共といたしましても、日本通運が港湾運送業に進出をすることができないということになるわけでござります。通運計算事業を私共としましては一つに限らず、二つ三つと規定を

しますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) これは実は道路運送法を引張つておるのでございま

すが、道路運送法では運輸大臣と言わ

すに、「々主務大臣」という名前を使つてござりますから、それをその通り引用したわけでござります。

○委員長(板谷順助君) よろしうござりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 私から一点伺いたいことは、つまりこの通運の、この事業法案の第二十八条の規定によつて、通運のこの計算事業者団体法に引つかるようになりますが、これが除外せられていない

限りでござります。私共としましても、事業者団体法の適用除外をすべきであ

ると思つておりますので、今後におきまして、これが実現に努力いたした

い、こういうふうに考えておる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 尚もう一点伺

いたいことは、先程小泉君からも御質問がありましたが、大体通運事業は陸

上を主として、いわゆる鉄道、トラッ

クその他に対する業務に従事すべきものであるが、最近において通運業者が

海の方に進出する傾向がある。そこで各超党派的の海運議員連盟におきまし

て、通運が海運に進出するということについては絶対に反対である。こうい

う決議をしておるわけであります。それについての自解はどうですか。

○政府委員(牛島辰彌君) それでは本案に対する質疑は大体終了したものとみなしよろしうござりますか。大体終了したもののとみなしまして、明日は午前十時から公聴会を開きますから、是非一つ御出席を願いたい。尚午後一時半から本委員会を開くことに、御異議ございませんか。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つております。運輸省におきましては、いろいろ折衝の過程におきまして、事業者団体法を改正をするということを団体法の適用除外についての改正は、次の国

会においてこれを行うということを言われておりますので、それを信用いたしまして、この法案から取除いたわ

けでござります。私共としましても、事業者団体法の適用除外をすべきであると思つておりますので、今後におきまして、これが実現に努力いたした

い、こういうふうに考えておる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 尚もう一点伺

いたいことは、先程小泉君からも御質問がありましたが、大体通運事業は陸

上を主として、いわゆる鉄道、トラッ

クその他に対する業務に従事すべきものであるが、最近において通運業者が

海の方に進出する傾向がある。そこで各超党派的の海運議員連盟におきまして、これは計算事業を営むことになるの

が、通運計算事業そのものの性質からしまして、一番多いものと思うので

す。又は第三者が行う場合も起らうか

と思いますが、最初に申しました場合

が、通運計算事業そのものの性質から

が多からうと思うのです。そういうよ

うな場合には、確かに御質問のようになります。事業者団体法の第六条の規定によりま

して、適用を除外いたしません限り、

事業者団体法違反の適用によりましては、「云々とあるのであります。臨時立

法の場合には、大抵大臣の行政所管を明確に書くのが普通だと思うのであり

ます。通運計算事業を私共としましては一つに限らず、二つ三つと規定を

ます。

○委員長(板谷順助君) それは本

に対する質疑は大体終了したものとみ

なしよろしうござりますか。大体終了したもののとみなしまして、明日は午

前十時から公聴会を開きますから、是非一つ御出席を願いたい。尚午後一時半から本委員会を開くことに、御異議ございませんか。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) これは実は道

路運送法を引張つておるのでございま

すが、道路運送法では運輸大臣と言わ

すに、「々主務大臣」という名前を使つてござりますから、それをその通り引

用したわけでござります。

○委員長(板谷順助君) よろしうござりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) これは実は道

路運送法を引張つておるのでございま

すが、道路運送法では運輸大臣と言わ

すに、「々主務大臣」という名前を使つてござりますから、それをその通り引

用したわけでござります。

○委員長(板谷順助君) よろしうござりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) これは実は道

路運送法を引張つておるのでございま

すが、道路運送法では運輸大臣と言わ

すに、「々主務大臣」という名前を使つてござりますから、それをその通り引

用したわけでござります。

○委員長(板谷順助君) よろしうござりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) これは実は道

路運送法を引張つておるのでございま

すが、道路運送法では運輸大臣と言わ

すに、「々主務大臣」という名前を使つてござりますから、それをその通り引

用したわけでござります。

○委員長(板谷順助君) よろしうござりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○政府委員(牛島辰彌君) 私はとしまして、この通り引張つておるのでござ

ります。

○委員長(板谷順助君) だから、今のお話は、日一つ十分御質問下さるようになつて、それで、現在の実勢力といふものは必ずつと行くというおつもりなんですか。

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つております。運輸省におきましては、港湾、及び現在すでに日本通運が港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、現在以上に港湾の面に進出しようとする港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、調整を図つて参りたい

うような点を考慮いたしまして、個々の港湾につきまして関係者間の協議をいたしまして、調整を図つて参りたい

うような点を考慮いたしまして、個々

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つておりますが、これらの方針は

○委員長(板谷順助君) それでは本

に対する質疑は大体終了したものとみ

なしよろしうござりますか。大体終了したもののとみなしまして、明日は午

前十時から公聴会を開きますから、是非一つ御出席を願いたい。尚午後一時半から本委員会を開くことに、御異議ございませんか。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○委員長(板谷順助君) だから、今のお話は、日一つ十分御質問下さるようになつて、それで、現在の実勢力といふものは必ずつと行くというおつもりなんですか。

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つております。運輸省におきましては、港湾、及び現在すでに日本通運が港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、現在以上に港湾の面に進出しようとする港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、調整を図つて参りたい

うような点を考慮いたしまして、個々の港湾につきまして関係者間の協議をいたしまして、調整を図つて参りたい

うような点を考慮いたしまして、個々

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つておりますが、これらの方針は

○委員長(板谷順助君) それでは本

に対する質疑は大体終了したものとみ

なしよろしうござりますか。大体終了したもののとみなしまして、明日は午

前十時から公聴会を開きますから、是非一つ御出席を願いたい。尚午後一時半から本委員会を開くことに、御異議ございませんか。

○委員長(板谷順助君) え、そうですね。協議いたしまして、日本通運が現在進

しておる点から申しますれば、事業者はこの法律によりましては実現ができますが、特にこの場合、主務大臣といふ文字を用いたられたのは

いふ文字を用いたられたのはどういう事情であるか、伺いたいと思います。

○委員長(板谷順助君) だから、今のお話は、日一つ十分御質問下さるようになつて、それで、現在の実勢力といふものは必ずつと行くというおつもりなんですか。

○委員長(板谷順助君) それは無論明確に拘束するということはできな

いと思つております。運輸省におきましては、港湾、及び現在すでに日本通運が港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、現在以上に港湾の面に進出しようとする港湾運送業者との間に或る程度の摩擦等も調査いたしまして、調整を図つて参りたい

うような点を考慮いたしまして、個々の港湾につきまして関係者間の協議をいたしまして、調整を図つて参りたい

昭和二十四年十二月七日印刷

昭和二十四年十二月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 序